

古賀市医療的ケア児在宅レスパイト事業のご案内

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、令和2年1月から医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族へその利用に係る経費の一部を助成します。

<概要>

1 対象者

人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援（医療的ケア）が必要な訪問看護を利用している在宅の医療的ケア児（18歳未満）及びその家族。

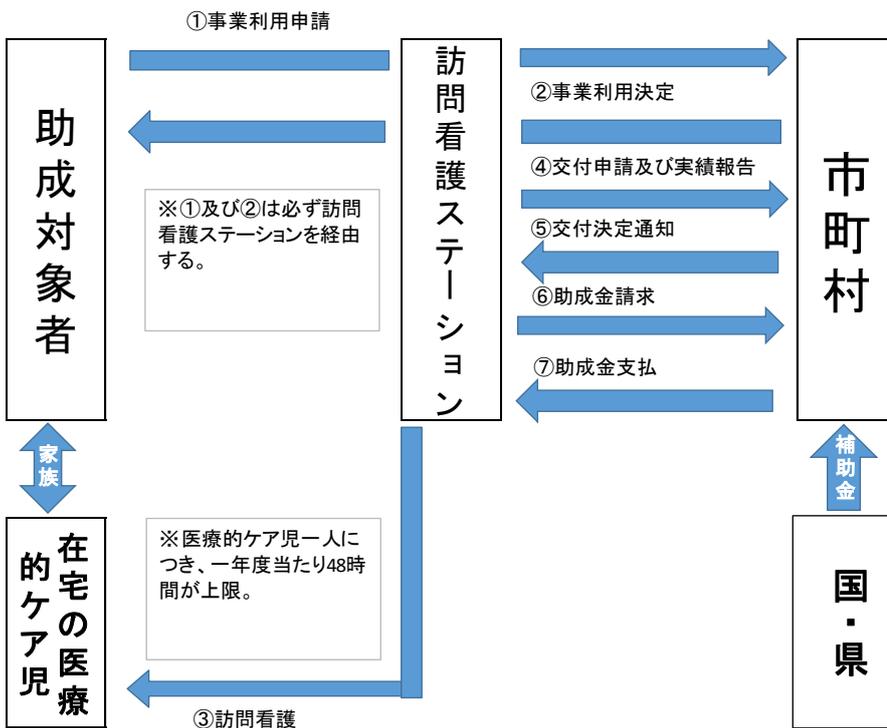
2 補助対象経費

指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問（自宅以外の場所を含む）して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用が対象。

指定訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う一日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数（15分未満切り捨て）×1,875円（15分当たり単価）

ただし補助対象者一人につき、一年度当たり48時間を上限。

<事業の流れ>



<Q&A>

Q 気管切開をしている動ける医療的ケア児はこの制度を利用できますか。

A 利用できます。ご利用中の訪問看護ステーションにご相談ください。

Q 対象児が自宅外にいる時にこの制度を利用できますか。

A 利用できます。ご利用中の訪問看護ステーションにご相談ください。

<この事業に関する問合せ・申請窓口>

古賀市 福祉課 障がい福祉係
〒811-3116 古賀市庄205 (サンコスモ古賀)
TEL : 092-692-1078
FAX : 092-942-1154
E-mail : syougai@city.koga.fukuoka.jp

